

議案第98号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年11月26日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和35年板橋区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「6月に支給する場合には100分の115、12月に支給する場合には100分の120」を「6月及び12月に支給する場合には100分の115」に改め、同項ただし書中「6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の100」を「6月及び12月に支給する場合には100分の95」に改め、同条第3項中「100分の120」とあるのは「100分の70」と、「100分の95、12月に支給する場合には100分の100」とあるのは「100分の55、12月に支給する場合には100分の60」を「100分の95」とあるのは「100分の55」に改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「6月及び12月に支給する場合には100分の115」を「6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5」に改め、同項ただし書中「6月及び12月に支給する場合には100分の95」を「6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」に改め、同条第3項中「100分の115」とあるのは「100分の65」と、「100分の95」とあるのは「100分の55」を「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」

とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

職員の期末手当の支給月数を改正する必要がある。